

平成二十四年九月五日

第十六回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

1	開	会	1
2	会	長・会	長代理
2	の	選	任につ
2	い	て	
3	市	場長	挨拶
4	議	事	
5	一・	審	議事項
5	二・	報	告事項
5	閉	会	
34			

日時 平成二十四年九月五日（水）

午後二時

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階

特別会議室A

出席者

会長 大矢 實

元東京都中央卸売市場長

委員 磯村 信夫

東京都花き振興協議会副会長

伊藤 裕 康

東京都水産物卸売業者協会会長

岡田 眞理子

東京都議会議員

小川 一 夫

東京食肉市場株式会社取締役社長

かち 佳代子

東京都議会議員

小池 潔

東京都花き振興協議会副会長

腰塚 源 一

東京食肉市場卸商協同組合理事長

佐藤 恭 脩

東京都食肉事業協同組合理事長

地挽 裕 介

全国農業協同組合連合会園芸農産部長

鈴木 木 章 浩

東京都議会議員

鈴木 木 勝 博

東京都議会議員

関 義 幸

東京都花き振興協議会会長

武井 喜 一

東京中央市場青果卸売会社協会副会長

幹

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

事

加藤 仁	志村 昌孝	高木 良明	横山 宏	森本 博行	江藤 巧	塩見 清仁	塚本 直之	吉田 圭太朗	山崎 治雄	山崎 一輝	宮本 浩章	細川 允史	藤島 廣二	兵頭 美代子	羽根川 信	野本 要二	中野 三千代	長岡 英典	寺田 佳正
中央卸売市場新市場事業計画担当部長	中央卸売市場新市場整備部長	中央卸売市場移転支援担当部長	中央卸売市場事業部長	中央卸売市場企画調整担当部長	中央卸売市場政策担当部長	中央卸売市場管理部長	中央卸売市場長	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会	東京魚市場卸組合連合会会長	東京都議会議員	東京青果卸売組合連合会会長	卸売市場政策研究所代表	東京農業大学教授	主婦連合会監査	築地市場労組従組連絡協議会副議長	東京都青果物商業協同組合理事長	東京都地域婦人団体連盟理事	社団法人大日本水産会常務理事	公認会計士

書

記

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
小野由紀	青柳一彦	池田憲明	茂木直恵	井上正紀	望月博	石井浩二	松田健次	古川浩二	中村憲久	日浦憲造
新市場整備部管理課長	事業部施設課長	事業部移転・経営支援担当課長	事業部業務課長	管理部食肉事業推進担当課長	管理部広報・組織担当課長	管理部財務課長	管理部市場政策課長	管理部総務課長	福祉保健局市場衛生検査所長	中央卸売市場新市場事業推進担当部長

第十六回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後二時二分 開会

1 開 会

○司会（茂木） 定刻になりましたので、ただいまより第十六回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の茂木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、東京都中央卸売市場条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。本年七月に各業界からのご推薦に基づき二十八名の方に委員をお願いしたところです。そうした中、東京都水産物小売団体連合会、海老原總司会長におかれましては、八月二十七日にご逝去されました。したがいまして、一名の欠員となって、総数は二十七名となります。

ただいま協議会委員二十七名中二十五名の方に出席をいただいております。したがって、定足数を超過しており、本会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

なお、本日は一名の方からあらかじめ欠席の申し出をいただいております。欠席は、伊野瀬十三委員でございます。

す。また、山崎（一）委員は若干おくれるとの連絡が先ほどございました。

次に、お手元に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。順番に、本日の協議会の次第、協議会委員の名簿、座席表、そして諮問文の写し、審議事項、報告事項それぞれの資料でございます。なお、諮問文につきましては会長席に置いてございます。お手元に資料がないものがございましたらお申し出いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

以上、資料の確認でございます。

2 会長・会長代理の選任について

○司会（茂木） 委員改選に際しまして、これまで会長を務めておられました青山様が辞任いたしましたので、改めて会長の選任をお願いしたいと思います。

会長の選任につきましては、条例第百八条第一項の規定によりまして、委員の互選ということになっております。どなたかご推薦を賜りたいと思います。

○伊藤委員 委員の伊藤でございます。

私は会長に大矢委員をご推薦申し上げたいと思います。

大矢様は、平成十一年六月から中央卸売市場長をお務めになっておられます。そのご経験とご見識からも、当会の運営には最適であると考えまして、ご推薦申し上げます。

以上です。

○司会（茂木） ただいま伊藤委員より、大矢委員を推薦するご発言をいただきました。皆様、いかがでございますしよ

うか。

(「異議なし」の声あり)

○司会(茂木) ありがとうございます。異議なしということでございますので、大矢委員、よろしゅうございますでしょうか。

○大矢委員 ご指名をいただきましたので、引き受けさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○司会(茂木) よろしくお願いいたします。それでは、大矢会長にお願いしたいと存じますので、どうぞ会長席のほうへ移動してください。

(会長席へ移動)

○司会(茂木) それでは、大矢会長より一言ごあいさつをお願いしたいと存じます。

○大矢会長 ご推薦をいただきました大矢でございます。

この協議会の運営が円滑にまいりますように、微力ではございますが、皆様のご協力をいただきながら、全力で努力してまいります。どうかよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○司会(茂木) ありがとうございます。

続きまして、会長代理の選出を行いたいと思えます。

会長の職務代理は、条例第百八条第三項の規定によりまして、会長からご指名をいただくことになっております。

大矢会長、よろしくお願いいたします。

○大矢会長 それでは、会長代理につきましては、藤島委員にお願いしたいと存じます。藤島委員、恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○司会(茂木) それでは、藤島委員、恐れ入りますが、会長代理の席のほうにご移動いただけますでしょうか。

(会長代理席へ移動)

○司会（茂木） 藤島会長代理より一言ごあいさつをお願いしたいと存じます。

○藤島会長代理 ただいま会長代理にご指名いただきました藤島でございます。

大矢会長をはじめ委員の皆様のご協力をいただき、職責を全ういたしますよう努力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○司会（茂木） 藤島会長代理、ありがとうございました。

それでは、この後は大矢会長に議事進行をお願いいたします。

3 市場長挨拶

○大矢会長 それでは、これから議事に入ります。お手元に配付してございます次第に従いまして会議を進めることといたしますが、議事に先立ちまして、塚本市場長からごあいさつをちょうだいしたいと存じます。よろしく願います。

○塚本市場長 去る七月一日付で東京都中央卸売市場長に就任いたしました塚本直之でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議事に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、大変ご多忙の中、この第十六回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

近年、卸売市場を取り巻く環境と申しますのは、専門小売店の減少ですとか、あるいは市場経由率の低下と、大変厳しいものがございます。また、昨年三月十一日の東日本大震災、また、それによりまして生じました東京電力の福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響がいまだに終息しておりません。震災以降、都民の食の安

全、安心に対する関心も非常に高まっており、市場としては、放射性物質の基準値を超えるものは流通させないという姿勢が大切であると考えております。産地で行う検査情報を把握する体制を構築しまして、業界の皆様方と連携しながら、市場に入荷、流通させない仕組みを構築し、これを堅持してまいりたいと思っております。

これらの件につきましては、後ほど報告事項としまして詳しくご説明させていただきます。

さて、本日も審議いただきましたのは、東京都中央卸売市場の平成二十五年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。卸売市場の臨時休業日、開場日につきましては、卸売市場の業務を行う皆様や、卸売市場を利用する皆様にとって、営業や消費生活に大変大きく影響する非常に重要な議題でございます。昨年、第十五回取引業務運営協議会におきましては、臨時休業日のあり方につきまして、有識者による検討委員会を設け、デパートに基づく客観的な方向を導けるよう努力する旨申し上げたところでございます。後ほど検討結果もご説明申し上げますが、流通環境、経営状況、労働条件等の実態調査結果や関係業界へのヒアリングを行い、さまざまな角度から検討を重ね、休開市日の設定のあり方について三つの方針にまとめました。

また、東京市場の影響を受ける地方の開設者とも意見交換を図るなどしまして、本日、ようやく諮問案として提出させていただいております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議事に先立ちましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大矢会長 塚本市場長、ありがとうございました。

4 議事

一・審議事項 平成二十五年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

○大矢会長　それでは、審議を始めたいと思います。

平成二十五年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、花き部、食肉部、水産物部・青果部の案が提出されています。

まず初めに、花き部につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○横山幹事　東京都中央卸売市場事業部長の横山でございます。

それでは、私のほうから、以下、各部の説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、臨時休業日、それから臨時開場日の設定根拠からご説明いたします。

お手元の審議事項の資料の一番最後、二十九ページをお開きください。そこに東京都中央卸売市場条例の抜粋がございますが、その第七条に市場の休業日を定めており、その第二項では、知事が臨時に休業日または開場日を定めることができるとなっております。そこで、これらの設定が市場の実態に沿ったものになるよう事前に関係業界と協議、調整を踏まえた上で、本日作成した案を当協議会にお諮りしているところでございます。

なお、そのうち、先ほど市場長からお話がありましたように、青果部と水産物部における休開市の設定につきましては、昨年から有識者によるあり方の検討会と実態調査を実施しておりますので、これらに基づいて作成した案を本日まで提示しております。あり方の検討会と実態調査の内容につきましては、後ほど青果部と水産物部の案をご検討いただく際に詳しくご説明いたします。

では、花き部から順次ご説明いたします。審議事項の二ページをお開きください。

花き部の案は、花き部がございます北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場で構成いたします東京都花き振興協議会が取りまとめたものを基本に策定しております。

まず、臨時休業日の考え方ですが、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定しております。次に、臨時開場日の考え方ですが、花き部において、切花が月、水、金、鉢物が火、木、土に分かれて取引しております。出荷調整

が困難な花きの特性を考慮して、大方の国民の祝日を臨時開場日に充てるとともに、松や千両の取引を行う十二月の日曜日を開場日としております。

これらによる平成二十五年の具体的な実施日としては、臨時休業日が十二月三十日を共通にした上で、北足立市場が三日間、大田市場が二日間、鉢物取り扱いが少ない板橋市場が毎週木曜日など五十四日間、葛西市場が二月と八月の毎週木曜日など十二日間、世田谷市場が一日間、以上、各市場特性に基づいて別個に設定しております。また、臨時開場日が、一月四日をはじめとして十七日間を共通にしており、そのうち十二月八日が松市、十二月十五日が千両市となっております。以上、二ページにあるカレンダーのとおりでございます。

以上でございます。

○大矢会長　花き部につきましての説明は終わりました。何かご意見がございますでしょうか。

ないようございますので、この案をもって決定させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございます。

それでは、次に食肉部の案につきまして、事務局の説明を求めます。

○横山幹事　三ページをお開きください。食肉部につきましては、食肉市場の取引業務運営協議会で協議した内容に基づいて策定しております。

まず、臨時休業日の考え方ですが、四週八休を基本として、需要がふえる十二月を除いて原則として毎週土曜日に設定しております。また、八月に夏休みを設けております。次に、臨時開場日の考え方ですが、五月の四連休を避けるためと、年末十二月の需要増に対応するために設定しております。

これらによる平成二十五年の具体的な実施日としては、臨時休業日が十二月の各土曜日を除いた毎週土曜日と、夏休みの八月十六日と、合わせて四十七日間の設定にしております。次に、臨時開場日が五月三日、十二月二十三

日の二日間の設定にしております。以上、四ページにおけるカレンダーのとおりでございます。以上でございます。

○大矢会長 食肉部についての説明が終わりました。何かご意見はございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大矢会長 ないようでございますので、この案をもって決定とさせていただきます。

それでは、引き続き水産物部及び青果部についての事務局の説明をお願いいたします。

○横山幹事 次は、水産物部と青果部でございますが、具体的な案をご説明する前に、まず、両部の休業日と開場日の

設定に関して、全国中央卸売市場協会が方針を示しておりますので、この説明から行いたいと思います。審議事項の後ろから二枚目になりますが、二十八ページをお開きください。

全国中央卸売市場協会は、休業日と開場日の設定に関して、水産物部と青果部が相互に影響があるとして、全国の中央卸売市場の開設者に対してあらかじめ統一の設定の目安を示しております。そこで主な部分をご説明いたしますと、まず第一項目において、臨時休業日は四週六休型を基本としつつ、あわせて、ただし書きになります。試行を認めております。また項目二は、臨時休業日がわかりやすいように、原則として第二と第四の水曜日に設定するとしております。

四、五は動かし方でございますので、さらに項目六では、青果部と水産物部が併設されたいわゆる総合市場の機能を低下させないという条件のもと、青果部と水産物部をできるだけ統一するとしています。

加えて項目七になりますけれども、休業日と開場日ができるだけ全国統一するよう努力することを求めています。

設定方針の説明は以上でございます。

次に、これまで東京都は今ご説明いたしました設定方針のみに基づいて水産と青果の両部の休開市の案を策定し

てまいりました。しかし、絶えず変化します流通実態に沿って市場を運営していく必要から、今ご説明した規定自体に、ごらんになったように、努力目標ですとか、地域の事情を配慮した多くの例外を認めるなど、その設定方針の解釈に大きな幅を持たせているのもまた事実でございます。そのため、例えば市場内で考え方が大きく異なっていますと設定方針の解釈が分かれてしまいました、調整が大変難しくなるという事態がございます。

東京市場の場合、実はその考え方が拡大いたしました、昨年になりますけれども、事前の調整が難航いたしました、この当協議会自体が九月の末といった形で開催がおくれました。その際は大変ご迷惑をおかけしました。そこで、その際、次回に設定案を提示するに当たっては、休業日と開場日のあり方について事前に有識者による検討会と実態調査を行うことで円滑な調整を図る旨をお約束しております。そこで、次にあり方の検討と実態調査の内容について、担当しました事務局のほうから説明いたさせます。

○茂木書記　では、説明をさせていただきます。

昨年、当取引業務運営協議会での審議の後に設置いたしました市場利用あり方検討会におきます休開市設定に関する検討についてご報告をいたします。

なお、休市という言い方をしておりますのは、ここまでの説明で使った市場休業日を指します。また、開市とは市場開場日のことを指しておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

まず、今の資料の八ページをお開きいただいて、資料1でございます。「市場利用あり方検討会における休開市設定に関する検討のまとめ」、まず「1 市場利用あり方検討会の設置と検討経過」でございます。

市場利用あり方検討会は、東京都中央卸売市場の利用のあり方につきまして、専門的な調査及び検討を行うため設置し、客観的な立場から検討を行うことといたしました。

具体的には、全体を二年間かけて検討することとし、前期は市場の休開市日に関する検討を行い平成二十五年の設定に反映させることとし、後期は休市対応や取引の実態に即した市場利用のあり方につきまして、条例等の改正

も視野に入れ検討することといたしました。

検討会の構成員は、(3)にありますとおり、政策、経営、物流、労働、各分野の学識経験者四名としまして、卸売市場の実態には必ずしも詳しくない方を交えまして、それぞれの知見からデータ等に基づき客観的な議論をしていただくことといたしました。

検討状況は、九ページ上の表にありますとおり、まず、昨年十一月に、水産、青果の各団体代表の方々から、休市や労働環境の考え方のヒアリングを行い、次に、これらを実証するため、本年二月から四月にかけて市場関係者に対する営業の実態調査や量販店等のニーズの把握を行いました。これらに基づき、休開市設定の方向性について議論し、六月には、再び市場関係者との意見交換を行った後、休開市設定のあり方について取りまとめを行いました。

次に、「2 休開市に関する委員の主な意見」についてでございます。市場関係者との意見交換や休開市設定の方向性を議論する過程で出された委員の方々の意見につきまして、項目ごとにまとめてございます。

まず、「休開市設定の基本的方向性について」では、市場活性化や労働環境改善を主眼として、公共性とバランスをとりながら休市増を進めるべき。労働環境の改善が人材確保につながるという点に加え、コストベネフィットについてさらに分析があったほうがいい。商品の供給や品質保持ができる対応、いわゆる休市対応した上で休市設定を進めていくべき。青果・水産の買い回りという点からの総合市場での休開市統一の必要性は部分的にとらえられる。公の市場として休市増は差し引きで得をする便益が大きいという合理性、市場外では毎日稼働しているのに対し休市でいいのかという理論に対する正当性を補強していくべき等の意見がございました。

次に、「卸売市場の役割、求められるもの」については、卸売市場が加工食品も含めてフルラインで生き残る発想は今はなく、品ぞろえや差別化、取扱技術の専門性が求められている。公共性の視点として、中小零細事業者への配慮、強者だけが利用できる市場流通ではないという配慮は必要等の意見がございました。

次に、「休開市設定と経営について」では、市場の仕組みに無駄が多い部分があり、また、消費者ニーズに応じ経営の仕組みを高度化していくため休市をふやすことが組織の職能の分担や物流の改善などを見直すきっかけになればいいのではないかと。消費者側のニーズに呼応した休市対応と細かい改善、市場活性化、できれば卸会社の経営戦略とはセットで考えるべき、休市問題はその入り口にすぎない。市場流通は危機的な前夜にあるかもしれない、今取り組みをしないと急激な市場流通の衰退を招くことも念頭に置き、危機感を持った上で方針を示すことが必要等の意見が出されました。

次に、「市場取引やルールとの関係」では、出荷者側の共同加工、共同出荷の動きがあり、市場を通さなくなるおそれがあり、共同物流や電子商取引の導入等により市場の対応も変えていくべき。休市でも実態は対応していることを踏まえ、公平公正な取引や差別的取扱禁止など、市場制度の根幹にかかわる部分を含めて仕組みや制度上の対応が必要になってくる等の意見がありました。

次に、「休市増と労働環境」については、労働環境は重要だが、休みをふやしたから労働環境がよくなるということではないので、きちんとした体制をつくるよう考えてほしい。多くの関係者は、人材確保のためには休市増がいいと言っているが、現実的には余裕のあるところしか対応できない等の意見が出されました。

あり方検討会では、十一ページにありますように、アンケート調査などの客観的データや、水産物部、青果部の事業の違い等に基づき、休開市設定のあり方を次のように取りまとめました。

「方針1 休開市設定の基本的な方向」は、市場活性化や労働環境の改善を図る観点から、水産物部と青果部の休市日は長期的には増加させていく方向が望ましい。

「方針2 休開市日設定の取り組み方」は、水産物部と青果部では物流や取引の形態のほか、収益構造や経営手法、生産地・出荷地の状況など多くの差異があるため、休開市日の設定について異なる扱いも可能である。

「方針3 休市日増加の進め方」では、休市日の増加に当たっては、青果部において先行することは可能な状況

であり、その際、生産者側や実需者側及び他都市の市場に与える影響を配慮しつつ、段階的に進めていくことが望ましいというものでございました。

続きまして、この市場あり方検討会において、休開市設定の方向性を議論するに当たり、平成二十四年二月から四月にかけてまして、休市への対応に関するアンケート調査と実態調査を実施いたしましたので、その内容を説明いたします。

十二ページにありますように、アンケート調査の対象としたのは、水産、青果の併設市場であります築地市場、大田市場に加えまして、売買参加者や買出人の数の多い青果市場である淀橋市場の三市場の卸売業者、仲卸業者、買出人等でございます。

アンケートの回収状況は、表にありますように、卸会社は全社、以下、おすし屋さんの組合である鮪商が一割程度あるのを除きまして、水産仲卸から青果買参まで四割から七割程度となっております。

アンケート調査の内容は、5にありますように、休市日の業務内容や対応する従業員の状況、休市増の影響、市場利用日数や休市日の対応、買い回り状況等でございます。

また、アンケート調査では把握し切れない大手量販店や、築地市場において主として水産物を取り扱う輸送業者に対しまして、市場の利用状況等のヒアリングを行い、休市と関係する内容を記述してございます。

それでは、十三ページ、調査結果の内容に入ります。

まず「1 休市増と経営の関係」についてでございます。

1の卸売業者の取り扱いについては、毎年度の事業報告書や毎日の取扱量、取扱額についてデータの提供を受け、曜日ごとの売り上げ等を算出いたしました。その結果、水産、青果とも、水曜日の取扱数量、金額が最少であり、また、曜日別の取り扱いの最大と最少の差、表にありますように、月曜日が最大、水曜日が最少となっております。その比率は、水産が八六％に対し、青果が七八％と差が大きくなっておりました。

また、休市のない週六日開市の週と、休市のある週五日開市の週の売り上げを合計し一日当たりの平均を算出したものが次の表です。休市のある週とない週の取扱量の差cと、全体平均一日当たり取扱量dとの比較から、仮に休市のある週にもう一日開市した場合に見込める売上高の増加分については、一日平均に對しまして水産で二分の程度、青果で三分の程度となり、青果のほうがより不採算になるという試算となりました。

次に、十四ページの収益構造、コストの比較についてでございます。中央左側の表にあるように、水産と青果では、受託品と買付品の割合が七対三、三対七とほぼ逆転していること、利益率についても、水産と青果では率が異なることから、収益に差が生じております。また、右側の表では、青果と水産の経費を比較したもので、販売管理費の合計では水産のほうが三割程度多くなっております。内訳としては、水産では運搬費が多く、青果では面積割使用料や奨励金、荷物の傷みによる事故損が非常に多くなっております。

また、仲卸業者の収益構造や経費につきましては、下の表にありますように、営業利益率が非常に低く、一方で経費における人件費の割合が高いことが特徴でございます。

さらに十五ページにございますように、経費に関連して輸送業界からは、物流コストを減らすため情報システム化の必要性等が挙げられてございました。

次に、「2 休市対応と市場の利用状況」についてでございます。

卸売市場は休市日には取引こそ行っておりませんが、そのほかの業務をすべて休んでいるわけではなく、十六ページ中ほどの表にあるように、休市といえどもほとんどの卸売業者が荷物の仕分け、商品保管、荷の引き渡し、納品業務等の対応を行っております。人数としては、従業員の一割から三割程度でございます。青果では当番制、水産では主に外注する形で対応してございます。

また、仲卸業者におきましても、水産では三割弱、青果では半数以上が休市対応を実施しております。

内訳といたしましては、十七ページにありますように、水産、青果それぞれで顧客向けの対応を実施してござい

す。ただし、休市対応の人数は少人数で、特に水産では役員中心で行っております。

次に、卸売市場を利用する売買参加者や買出人の状況についてでございます。十八ページにありますように、営業形態は、水産では専門小売や納品業が多い買参人と、水産小売りとに分かれておりますが、青果買参の場合には、専門小売のほか納品業者も多く含まれております。

まず、買参買出人の定休日の設定についてですが、十九ページにありますように、水産買参では市場休業日、水産小売、鮭商では日曜日、青果買参では日曜、市場休業日となっております。

一週間当たりの市場利用日数につきましては、その下の表にあるように、水産買参、青果買参の八割が毎日、水産小売は五割が毎日、鮭商は毎日利用から一日から三日利用までおおむね均等に分かれております。

次に、売上金額の一番多い曜日につきましては、二十ページ上のグラフのとおり、週末ないし月曜日となっております。

また、休市日の営業対応については、前日に仕入れて保管する業者が多く、水産買参人では、休市には営業していない方も多くなっております。青果買参につきましては、市場に取りにきた割合が増加し、休市対応が進んでおります。

次に、二十一ページ、休市日に不便を感じていることにつきましては、前日仕入れのため品質・鮮度が落ちるが多い一方、特に困っていることはないも共通して多くなっております。

また、大手量販店へのヒアリングでは、休市がこれ以上ふえるのは困る、休みなら他の調達先を探すとする業者がいる一方で、休市の設定について、水産、青果の開市日の運営や東京の市場と他市場の休市の不統一、水曜日の休市でも実際には市場から商品を動かしているので問題ないとする業者もございました。さらに大手買参人からは、休市がふえれば勤務体制を変更することで人件費が減らせる。水曜日は入荷が少なく経費がかからないよう水曜日の仕入れをやめるとの意見もありました。

また、輸送業者は、休市日は業務を行っていないとのことでした。

次に、二十三ページに進みまして、「労働環境と休市日の影響」についてでございます。労働の状況につきまして、回答にばらつきが多いことや、個別の事情等も多いため、概略を示す形とさせていただきます。

まず、卸売業者のうち、水産では、営業部門と管理部門の間に勤務時間数や時間外勤務時間数に大きな差が生じており、青果では、会社により勤務時間数等に差が生じております。また、勤務体系については、水産の営業担当でコアタイム制を導入したり、青果は荷受部門で交代制をとる会社があったほか、水産、青果、いずれにおいてもチーム制やグループ制の導入を推進している会社がありました。また、水産、青果とも、有給休暇の取得は少なく、休市日の出勤については手当、代休で対応しております。

また、休市がふえることによるよい影響としては、水産、青果とも、労働意欲の向上、人材の募集、採用が容易になる等が挙げられ、悪い影響としては、水産で売りが減る、川下の需要にこたえ切れなくなるのを多くの社が選択してございました。

次に、仲卸業者のうち水産の勤務時間につきましては、二十四ページのとおり、始まりが二時台から五時台、終わりが十時台から十三時台におさまっており、青果では店舗担当、配達担当とも水産に比べらつきが多くなっております。

また、休市がふえることによるよい影響としては、休みがふえる、従業員の仕事意欲が増すなどが多く挙げられ、悪い影響としては、休市がふえても給料は削減できない、売りが減る等が選択されました。

このほか悪い影響について無回答というのも二割ないし三割と多くございました。

次に、二十五ページに進みまして、「4 総合市場での休市のあり方について」でございます。水産と青果を併設する総合市場におきまして、休開市を合わせる必要性を検討するための一つの方法として、築地市場、大田市場において、水産業者が青果も同時に買い回っているか、また、その客はどうかの調査を行いました。

まず、仲卸業者の他部門の買い回りにつきましては、水産の六五％、青果の七〇％程度が行っておりませんでした。だれのために買い回りを行っているかにつきましては、水産、青果とも、業務筋が最も多く、頻度では毎日が最も多くなっております。

また、買参人や買出人の買い回りにつきましては、水産買参で一六％、水産小売、青果買参で二割程度、鮪商で四割程度で、買い回りを行っている業者のうち、頻度につきましては、水産買参、青果買参では毎日が最も多く、水産小売、鮪商では週に一日から三日が多くなっております。

以上でございます。

○横山幹事　今の説明に引き続きまして、休開市の中身の説明を続けさせていただきます。

平成二十五年の水産物部と青果部におきます提案は、従来からの全国中央卸売市場協会の設定方針とともに、ただいまご説明いたしました中身のうち、特に十一ページにございます三つの方針をもとに調整してまいりました。繰り返しますけれども、この三つの方針というのは、全国中央卸売市場協会の設定方針の範囲内で東京市場が独自に設定した運用の方針でございます。それで、水産物部と青果部における流通実態の違いは明らかにして、休業の体制が整った青果部において休業日の増を先行させる可能性を示しております。その際、当然消費者への配慮から、休業日にも必要な荷を流す休市対応の充実を前提としております。こうした内容を青果部と水産物部が併設された市場の業界関係者にも事前に説明するとともに、さらに先日、実は八月二十三日にあつたんですけれども、全国中央卸売市場協会の理事会の場でも東京都の新しい方針について報告をしております。

大変前置きが長くなつたんですけれども、以上をもとに、平成二十五年の水産物部と青果部の臨時休業日と臨時開場日の案をご説明いたします。五ページをお開きください。

まず、臨時休業日といたしましては、(一)に、従来どおり四週六休をもとに、原則として第二番目と第四番目の水曜日に設定しております。

次に、(2)市場休業の試行といたしましては、従来三月と六月を試行としていましたが、新たに一月と二月を加えております。これは、先ほどの長期的に休業日をふやすべきとした新たな方針1に基づくものでございまして、その結果、この間水産物と青果部ともに休業日がふえております。そのうち一月三十日、二月二十日、三月六日の三日間の水曜日につきましては、新たな方針2と3に基づきまして、青果部のみが休業日としております。

次に(3)八月はお盆の休業日として、八月十四日、十五日、十六日の三日間としております。

次に、臨時開場日でございますが、五月の四連休を回避するため、ことしと同様に四連休の初日の五月三日を開場日としております。また、年末の需要の増加に対応するため十二月二十三日(月曜日)を開場日としております。

以上の考え方によりまして、平成二十五年の臨時休業日につきましては、水産物部と青果部の共通で二十五日間、青果部のみが休業日を三日間としております。また、臨時開場日は両部共通で五月三日、十二月二十四日の二日間としております。これらを示したカレンダーは六ページのとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○大矢会長　ありがとうございます。水産物部、青果部についての説明が終わりました。何かご意見はございますでしょうか。

○羽根川委員　築地市場労組従組連絡協議会の羽根川と申します。

ただいま事業部長のほうから提案があったんですが、きょうの運営協議会を迎えるに当たって、この間、三回築地市場では休市の調整会議をやってきました。七月十七日、二十六日、八月七日と三回調整会議をやってきましたが、その調整会議の中でも、今回こういう形で東京都のほうで提案するということだったんですが、何点か質問、問題提起をしてみました。

一つは、資料二十九ページの東京都中央卸売市場条例(抜粋)がありますが、この第七条で市場休業日というところで、「東京都中央卸売市場の休業日は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。」と、ここに「市場ごとに」という

ことになっていまして、この解釈もいろいろな解釈があるかと思いますが、文字どおり解釈すれば、市場ごとという市場は、例えば築地市場ということで、築地市場は青果、水産の総合市場になっている。そういう面ではその総合市場が、青果は休みだけれども、ことしも去年もそうでしたが、水産は営業する。そういう片肺飛行といいますが、分離開場といえますか、そういう形は条例上問題があるのではないか。調整会議の席上では、ある委員の方からは、条例違反なので、これは、もしそういう形をとるのであれば、条例改正をしてやるべきではないか、そういう意見も出されていきました。

全中協の設定方針が資料二十八ページにあるわけですが、先ほどの話では、八月二十三日に全中協の会議が開かれて、設定方針を確認したということなのですが、この設定方針はここ数年来変わっていないです。ずっとこの設定方針で来ているわけです。この設定方針で言うと、六番目には、先ほども説明があったとおり、青果部と水産物の臨時休開市日の統一がうたってあります。七番目には、臨時休開市日の全国統一。これまでも運営協議会の中で論議した中で、ここの部分についてもいろいろな意見が出され、論議を進めてきたんですが、あくまでも全中協の方針については、全国的な指針となるべき方針ということで都のほうも説明をしてこられたと思っています。

この六番目、七番目の内容からいくと、今提起されている来年、平成二十五年の休開市日で言いますと、青果部のみの臨時休業日が三日、去年とことしは一日でした。これがさらに三日に拡大するということが、全中協の方針と照らし合わせてもここの部分について整合性があるのかどうなのか。その辺についても、全中協の会長は塚本中央卸売市場長です。塚本市場長のほうから、その辺についても、今回の都の提案の水産物部、青果部の設定方針が全中協の設定方針とどういう整合性があるのか、特に六番目、七番目の部分で説明をしていただきたい。

それに関連して言えば、昨年は九月二十一日に十五回の運営協議会が開かれたわけですが、その席上でも、休開市のあり方についていろいろな意見が出されています。一つは、卸の伊藤委員のほうからも出されているのは、青果と水産が別々に休むというようなことがあってはならない。総合市場である以上、極力両者がともに一体になっ

て開市する、休市するというをとるべきだと、そういう発言もありましたし、横山さんのほうからは、有識者による第三者委員会をつくってやるということなんですが、こういう言い方をしていました。分離したらどういう影響があるかということを知った上で、分離するか、統一するかということが必要だと考えております。科学的な調査に基づく分析が必要だと考えている。去年の話ですが、あえて一日残した。これは、分離を認めたわけではございません。あくまでもトライアル、試行として認めただけでございまして、これは誤解のないようお願いいたしますと、そういう発言もされているんです。

ところが、一日の試行が、来年の休開市については一日からさらに三日に拡大する。そういう面では、その辺についても、今回第三者委員会、市場利用あり方検討会、そのまとめの報告がありました。そのまとめの九ページ、休開市に関する委員の主な意見ということで、中段に「青果・水産の買い回りという点からの総合市場での休開市統一の必要性は、部分的と捉えられる」と、そういう提起もされているんです。しかし、これまでの運営協議会の論議の中では、条例七条から言ってもそうですし、築地市場は総合市場なので、水産、青果が極力休市、開市については統一すべきだと。全中協の方針もそうなっているわけです。そういう面では、その辺の論議が十分されているのか、どういう整合性があるのか、その辺について、塚本市場長のほうから説明願いたい。

○横山幹事 従来の経緯がありますので、私のほうから説明させていただきます。

最初に、条例の問題は、昨年実も実は提起されております。確かに今お話がございましたように、七条は東京都中央卸売市場の休業日は市場ごとにするような形で書いてございます。ただ、七条第二項に、知事は前項の規定にかかわらず臨時に休業することができるという形で、臨時休業日を設定する場合は一項の規定にかかわらずという形で文言上はそうなっています。あと、実際に築地市場で今回青果部と水産物のほうが全体のうち三日休市日が違うわけなんですけれども、それも築地市場が違うという点においては築地市場ごとなんです。同じことは大田市場についても言えます。ですから、これは考え方の問題ですけども、解釈上は市場ごとという形としても別に条例違

反ではないと私は考えています。そのようにご説明したつもりでございます。

二番目、全中協の六条、七条との関係でございます。これは、先ほどご説明したように、全中協の設定方針の性格はどのようなものであるかということなんですが、これは、我々開設者が集まった中でも議論はされるんですけども、流通の変化は非常に早いです。早いのがゆえに、これについて一定の目安を定めるに当たって、この文言にもございますように、原則、例外、それから、実際上は七条にありますように努力目標も設けるといって、事実上解釈に幅を持たせています。実は、これがまた、先ほど申しましたように、市場の中で考え方が違おうと、まさに解釈が分かれるところなんです。確かに従来この全中協の設定方針を狭く解する立場からすれば、統一という話も含めてございました。

ただ、今回、全中協設定方針の中で解釈の広いものをどう運用するかという観点から、実は我々は検討会、それから実態調査を行いました。その結果、例えば六条の問題について申しますと、先ほど説明でございましたように、青果と水産の業界の業態、それから出荷の関係、それから売り先、またその経営のあり方、コストベネフィットの話もありましたけれども、どうも一体ではない。それが年々違いが大きくなっているのではないかと、ということで、あえてこれを違うものを無理に一つにすることというのは市場の活性化にも反するのではないかと、そういうのが実は検討会の中で議論がありました。

総合市場ですから、一緒であることは確かにそうなればそれでも構わないわけなんですけれども、実態、築地市場も七十年間一緒にやってきているわけなんですけれども、長い年月の中で使用率が変わってきたという事実を正面から受けとめれば、ある程度変えていくということも必要ではないか。これは、最初から別々だと言っているわけではなくて、先行させても可能ですよと言っているわけです。そういう意味で、今回三日青果を先行させてみました。その状況は今後も検証してまいります。

そういう意味で、我々は今回こういう提案をしているわけなんです、全中協設定方針の解釈から言うと、六条

は青果部、水産物部とあわせ持つ市場、これを総合市場と呼んでいるわけなんです。東京で言えば築地と大田です。機能を低下させないためとあったんです。これは、その条件になっています。実際に我々は実態調査、検討の中で、買い回りの実態から見ると、確かに買い回りはあります。ありますけれども、現時点では青果も水産も大半の方々が專業化しているという中で、水産物と青果物を同じトラックに積んで運ぶということはまずないのではないかと思えます。確かに個人で買う方は、竹かごの中に水産物と一緒に持つ場合もあります。ありますけれども、それが大半ではないという事実が今回調査の中で出てきております。

そういう中で、委員を完全否定するわけではないんですけれども、そういう傾向からすれば、買い回りということとを前提にとかく一緒にすべきだということではないであろうということとで先行も可能だということふうにお話ししたのだと思えます。そういう意味で、機能を低下させるものではない。今回三日ですから、これが十日とか二十日とか三十日になれば話は別かもしれませんが、今の時点では機能を低下させるものではないということで、この六条にも反しないだろうと考えております。

それから、七条は、特に青果、水産を全国的に統一しようとは書いてはいないんですが、ただ、これも努力目標となっております。それで、ただし書きにありますように、地域の実情に応じた対応、ここが非常に問題でございます。まして、全中協でも議論になっております。実は、地方市場は青果、水産の総合市場が多いのは確かに事実でございます。ところが、東京市場の場合は、どちらかというと、青果市場、水産市場はある程度性格上分かれています。という地域特性があつて、こういうような結論になってきたのかなと。確かに築地の青果もかなりの量はございますけれども、やはり水産のほうが大きいのかなという話の中で、過渡的にこういう分離になった場合も出てきたというふうに考えております。そういう意味で、全中協の場でも議論になりましたけれども、あくまで全中協設定方針にこれは否定するとか反するというのはなくて、その範囲の中でもっての運用方針として三つの方針を示したと一定のご理解はいただいたのかなと思っております。

それから、今三番目も一緒に答えてしまったんですけども、買い回りの解釈です。全中協の議論の中で、他の市場のほうから、買い回りがあるのではないですかという話があったんですけども、東京市場の場合は、実際に調べた結果では、ないとは言いませんけれども、非常に少ない。それを市場運営上どう考えるか、活性化という観点からどう考えるかという点からすると、やはり多少のずれがあっても機能上影響はないだろうということで今回ご提案をしたということです。

ですから、昨年も私のほうで、その点についてはまだわからない状況ですから、検討とか実態調査をする前の状況だったものですから、その点を確認してからやりましょうというお話をしたかと思いますが、今回その実態調査と、それから検討した結果、やはりそういう方向だったのかなということで今回こういうご提案になっております。以上でございます。

○大矢会長　ありがとうございます。さきのあり方検討会の説明もるいただきましたし、いろいろ市場の特性の中でこういう案になったという説明がございました。羽根川委員、どうですか。

○羽根川委員　今の説明は説明でいいんですが、去年、おとしは一日だけの分離開場、開市だった。今回三日ということなんですが、そういう方向から見れば、十一ページに出ています第三者委員会のまとめでも、休市日の増加に当たっては青果部において先行するのが可能な状況である、そういう位置づけをしているわけです。ということは、最初の二年間は一日だけだったんだけど、来年は分離を三日にする。この話から言えば、分離は固定化されて、青果は先行だと。分離の日数がさらに拡大する可能性は大いにあるわけですか。

○横山幹事　これは、実は検討会は昨年一年間やりましたが、今後ともう一年続きます。もうちよつといろいろな部分で詰めなきやいけない部分があるとは思いますが、今後どうなるんだという話につきましては、少なくともこの三方針を見る限り、根っこは一緒なんです。これは、全中協の場でも、根っこは一緒だねと、そういう議論になりました。ただ、たまたま市場の流通の状況の変化から、青果がこの時期三日先行したんだと。そういう意

味で言うと、また状況が変われば青果がふえていくというわけでもないでしょうし、我々も無制限にふやすわけでもございません。そういう中では、例えばどこかでまた収束して一致することもあるでしょうし、逆にその状況が変われば、そのふえ方とか、幅も変わってくることは十分あり得るという中身になっているかと思えます。

○羽根川委員　でも、横山幹事の提案については、昨年の発言を見ても、分離についてはあくまで試行なんだと言っていたわけです。その試行だったはずが、今回は三日に拡大する。初めに提起された三つのまよめの方針についても、青果が先行して休市は増加していくんだと。確かに一番目では水産、青果とも休市をふやすほうが望ましいとは言いつつも、位置づけからすれば、青果のほうを先行させてやっていくんだという話になれば、当然分離が固定をし、日数についても拡大する可能性というのは十分考えられるのではないですか。

○横山幹事　基本的には、実際には、今回開市日が、水産が二百七十二日に対して青果が二百六十九日、今後ふえても、それがあと十日も二十日もふえるということはありませんし、我々も、そうなるかと根本的にやり直さなければいけませんから、そんなことはないと思っています。だから、今回は三日ふやしました。恐らく従来四週八休という話もありましたけれども、せいぜいそれが上限なんだろうと思っています。

○伊藤委員　私は築地市場で水産の卸を営んでおりますけれども、今羽根川委員のおっしゃるように、それは同じ市場で、片方が休んでいて片方は開場しているというのは、確かに市場としての活性という意味では非常に寂しいものです。しかし、今までこうやって何回も先生方の検討会やアンケートやヒアリングを経て、そして、どうやらいろいろ伺っておりますと、青果と水産の違いがだんだん大きく出てきたという中で、横山部長以下の皆さんの大変苦心の調整だと思えます。そういう意味で、私としては、今回のこのご提案を素直にお受けしたいと思います。賛成いたします。

ただ、我々としても、今回いろいろご指摘やご意見の中で、例えば経営としての長期的戦略等も考えた上で、休市問題というのはその入り口だという表現もあるわけですから、私どもとしても、今後休市問題に関して

長期的に検討する。あわせて今回三日というこの違い、片肺の営業、片肺の開市ということが行われるわけですが、それらについてもよく実情を見た上で、今後の休市のあり方について考え方をまとめていきたいと思えます。平成二十五年の分については、今回のご提案のとおりお受けしたいと思えます。

以上です。

○かち委員　初めてこの協議会に参加しております。この協議会に提案される前に、関係業界の方とか全中協も報告をされ了解を得られているということなので、それを覆すという意味ではないんですけれども、昨年の協議会の後に専門委員会を立てて調査、検討して、今回こういう提案をしたということなんですが、その検討内容について、きょう初めて資料として見させていただいたわけです。ですから、先ほどからつらつらと説明を受けているんですけども、この中身を十分に理解するというのは私には非常に困難なんです。しっかりと中身についても自分なりに理解をしたいという思いもありますので、こういう資料についてはぜひ事前に配付をして、私自身も検討をする時間をいただきたいと思えます。

それと、先ほど条例との関係で言われましたけれども、七条二項に、前項の規定にかかわらず開場を臨時に休業することができるという規定があるからいいんだというお話がありました。七条には、市場ごとに掲げるとおりとするということがあって、それは内部を分けてもいいという中身ではないと思うので、二十何年間やってきて状況が違うのであれば、条例自身にもきちんとして明記しないと、いつもこういう議論が繰り返されるのではないかと思えますので、その面も検討していただきたいと思えます。

それと、専門委員会が今年度で終わりではなくて、来年度も続くということでした。それで、来年度、一応三日間の差がつくということでしたけれども、その結果どうだったのかということも検証していただいて、次の提案に生かしていただきたいという要望をしておきます。

○横山幹事　今かち委員からのお話のように、事前のご説明がおくられて申しわけございませんでした。この検討は、時

間をかけたということから、非常に難しい部分がございます。初めての方には難しい部分があったかとは思いますが、先ほどの七条の問題ですけれども、市場ごとというのはどう考えるか。これは、確かに今回のご提案は、青果と水産を同じものとして実はご提案しております。ただ、この中で、青果部だけ三日先行していますというだけで、実はこれは全く違うものだというところのご提案ではないんです。

それで、たとえ三日ずれていたとしても、築地市場においては青果が三日多くて水産が二百七十二ですという内容が、築地市場の市場ごとの休開市の中身なんです。同じ話は、大田市場も同じです。そういうご理解でいただかないと私は思っております。ですから、市場ごと、例えば青果部はこうでございます、水産部はこうでございますということならば、確かに七条違反でございますけれども、築地市場の青果はこうで、水産はこうですということが築地市場の休開市なんですというご説明にご理解願いたいと思います。

○大矢会長 検討結果についてはどうですか。

○横山幹事 きょうお配りしましたこれは、とりあえず前半の検討内容でございます。今後、また実際に、先ほどから申しています消費者のための休市対応をどうするかという話とか、実際いろいろな規制緩和の問題があります。そうした問題を今後また検討いたしますので、中で検討させていただきましたが、随時出せるような形でいきたいと思えます。というのは、前半の休開市をどうするかという問題は従来から対立が激しいものですから、中途半端な形で出すと議論がそのまま外側に出してしまうということもあって、大変申しわけございませんが、ぎりぎりまでこういう形で持ったことも事実でございます。ただ、今後はその中身をさらに深める内容でございますので、出し方を工夫いたしますけれども、公開のことを工夫してまいりたいと思っております。

○武井委員 せっかくの機会でありますので、青果の卸売の立場から一言皆さんにお願いと現状を申し上げたいと思います。

今回のことについては、東京都の案については反対するものではありません。しかし、我々が思っていることは、

この二百六十九の営業日数で今後これでもいいというふうには思っておりません。我々中央市場の青果部門における現状ということからいきますと、本年公表されました東京都の第九次の整備計画にも記載されておりますように、市場を利用される生産、出荷サイドにおける川上の皆さん、そして、消費者サイドにおける川下の皆さんの事業形態が極めて大きな変化を見ているところであります。これは皆さんご存じかと思えます。

ちなみに、私も青果部の卸売業者に対しても、今日的な市場流通における内外の変化に対処するために、平成十二年度の九市場一分場十四卸売業者体制から、現在は九市場十卸売業者体制と、業者間の統合を推進してまいりました。各卸売業者自身による経営管理の高度化に努めてまいりました。この円滑な事業運営の確保について、このように取り組んでいるのが実情であります。しかし、本日の議題である臨時休開市の運営に関しては、個別の卸売会社の枠を超える問題でありますので、したがって、集荷力、販売力を高めるには、市場を利用される産地出荷者側の皆さんによる水曜日拡大要請にこたえとともに、あわせて市場事業に伴う人材確保とその育成から、現在の年間営業日数を速やかに縮減していただくことが必要ではないかと思っております。

以上申し上げましたとおり、青果部門における活力の維持と発展のためには、きょう東京都の提示されました三つの方針を軸として、スピード感を持って実施されることが大切だと思っております。したがって、二十五年度の営業日数につきましては、我々の要望は、少なくとも営業日数は二百六十五日をもって適当であるというふうに考えるわけです。私どもといたしましては、きょうのこの会議に、先ほど申しましたように、決定されたことについては反対するものではありません。しかし、我々の要望としては、今言うような形の中での日数を改めて要望日数として申し上げたいと思います。基本的には四週八休という形の中での改正をお願いを何年もしているわけですから、それに基づく対策を早目にやっていただけないかと思っております。

我々としては、今までかなりそれぞれの部門の中での会議を羽根川さんが言いますようにいろいろなところでやってまいりました。それに基づいて、きょう東京都がまとめたこの意見ですので、これには賛成をいたします。

以上です。

○兵頭委員　私は、大変多方面からこの問題を検討されていらっしゃる中で、お休みについてではないんですけども、やはり市場というのは私たち最終ユーザー、いわゆる消費者、生活者全般から考えると、安心、安全で、そして、安定して物が供給され、そして、価格も妥当なものでいくというような信頼感を長いこと持ち続けておりました。そういう中で、ただ、私も考えますと、自分たちの生活もここ二十年二十年ぐらいの間に、生活環境が大きく変わってきております。食生活においてもものすごい変化をしておりますので、それは青果物、水産物に大きく影響しているのではないかと思います。そういうことから考えますと、最終ユーザーである消費者の生活環境がどうなっているかということも、お休みをふやすとかふやさないとかという問題の重要な一つのポイントになるというふうにお考えいただいて、そして、全体的な市場の運営についても、もう一度この辺で大きく変わってきている生活環境、社会環境、そういうものも十分にご検討の上、今回の東京都のお休みの日については結構だと思っておりますが、そうではなくて、もっと大きな意味での検討を市場の中でしていただきたいと、これは希望でございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○横山幹事　今、兵頭委員から大変重要な指摘がされました。実は、後半の議論も、生活者というか、消費者の視点でどう生かすか。つまり、公共性の問題というのはかなり幅が広がっております。ただあければいいという話ではなくて、もっとめりはりのついた形で市場も元気にしなきゃいけないし、そこから買われる生活者のためにもならないといけないという観点から、形式的にあけるとか閉めるという問題ではない部分も含めて議論しなきゃならないというところは、これは委員からご指摘を受けておりました。大変重要な指摘だと思いますので、重く受けとめさせていただきます。

○大矢会長　いろいろご意見が出ましたが、それらを踏まえて、これからの行政運営をお願いいたします。

○山崎（治）委員　東卸の会長を務めます山崎でございます。

先ほど休開市のことです。いろいろとご説明がございました。これに関しては、今回に当たってはこれとおりで僕はいいと思っています。しかしながら、きょうは九月五日です。前はちよつと遅かったと思うんですけども、もう少し早目に休開市の問題に取り組んでいただきまして、もう少し余裕を持った休開市の取り決めをしていただければなど。ということはどういうことかといいますと、もつと意見があると思うんです。ここへ来て、意見がある中で意見を言っても、これは覆るわけではないと思っています。ここで大体決まりなんでしょう。

ですから、今回は青果さんが三日休みが水産より多いということでございますので、その辺の調査も十分していただいて、これから基本的には青果、水産は統一というふうなことをうたつてあるわけですよ。その中でどの程度努力していただいて統一に向かって頑張れるかということだろうと思いますけれども、私も二回ばかり出席して聞いていますと、休市日については、どうしても水産と青果の溝がなかなか埋まっていけないんです。そのために、今回は恐らく行政の横山さんも大分苦労したと思うんですけども、その中でこのような決定になっていったのではないかと思います。ですから、できることなら、もう少し最終的な会議をもうちよつと早目にしていただいて、場合によっては直す余裕を持った会議にしていただければいいかなと思うんです。

ここで直すというのは非常に難しくなっていますので、どうしてもここで決まったことは、ある程度批判があってもこれでいきましよう、一年間はやりましようというふうにならざるを得ないと考えますので、私たちの立場から言わせれば、休開市というのはもつと慎重にやってもいいのではないかと思います。よろしく願いをいたします。

○横山幹事　今お話がありました。ちよつと事情だけ申しますと、検討会は七月までかかっているんです。三方針については大分意見が百出で、最終的に業界の皆さんと意見交換した後も実は修正が続きました。実際に三つの方針がほぼ定まったのが七月に入ってからです。それからカレンダーをつくりまして、従来調整会議と称したもので一応

各代表が集まったところにカレンダーとして具体的にお示ししたというのは事実でございます。それから実は一カ月ちよつとしかたっていないということで、その間の議論は少なかつたのかなとは思いますが。来年はもうちよつと早目にお話ができるかなと思います。

ただ、この辺はなかなか難しいところでございまして、ある程度決めの部分がないと、今回、確かに青果をある程度先行させるという形で分けることを認めていただいたという中で、逆にきめ細かい対応ができるんです。これが一緒でなきゃいけないという話になると、非常に硬直的な話になりました、議論が空転してしまうんですが、今回、例えば各青果側の委員、水産側の委員に聞きながら個別に調整することもできましたし、また、関西をはじめほかの県からお話を聞きながらこういう形で変えられますかという話もできました。これが、例えば水産、青果が一緒でなきゃいけないという大前提になりますと、こういうようなきめ細かい動き方ができなくなります。そういうことも含めて、当面の間、今物流状況は日々変わってきている中で、何が一番正しいのかというのをいろいろトライアルしながら収束していくしかないのかなという話の中で、委員がおっしゃったように、できるだけ調整期間を長くとするような形で考えます。

確かに夏の期間は浜回り山回りの関係でなかなか日程の調整がつかないのでございまして、三回ぐらいしかとれなかつたんですけれども、もう少しとれる形も考えさせていただきます。

○大矢会長　ほかに何か。

では、ないようございまして、この原案によって決定をさせていただきます。いかがでございませうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございます。それでは、水産物部と青果部につきましては、これを決定いたします。

答申につきましては、後日私から知事あてに提出をさせていただきますと存じます。

二・報告事項

○大矢会長 次に、報告事項に入らせていただきたいと存じます。

資料をごらんいただきと思いますが、報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況及び東京都における食品中の放射性物質への対応でございます。

事務局から説明をお願いします。

○横山幹事 次に、報告事項をご説明いたします。

報告事項とございますこの冊子の一ページ目をお開きください。まず、東京都中央卸売市場における最近の状況についてということで、1の(1)でございます。

平成十八年以降の卸売業者におきます取扱数量等の推移を示しております。傾向を申しますと、水産物部では、取扱数量、金額ともに減少しておりますが、特に平成二十三年につきましては、東日本大震災や福島第一原発の事故に伴う放射能の影響から、取扱数量で六・五ポイント、金額でも二・三ポイント低下しております。青果部ににつきましては、これまで比較的横ばいの状況が続いておりましたが、平成二十三年は水産物部と同様に東日本大震災や福島第一原発の事故に伴う放射能の影響から、主に金額で低下傾向を示しております。

食肉部は、取扱数量、金額とも低下傾向が続いております。平成二十三年につきましても、水産や青果と同様に、放射能による影響と思われるが、金額で八・三ポイントも低下しております。

花き部は金融不況以降低下傾向にございましたが、平成二十二年に一たん下げどまりの状況でございました。しかし、昨年、他部と同様に、大震災ですとか原発事故の影響から、金額で六・三ポイント減らしております。

次に、二ページをお開きください。市場業者の経営状況でございますが、卸売業者は金融不況があった平成二十

年度に赤字業者が急増いたしまして、平成二十一年度に一たんもとに戻しておりますが、二十二年度に再び増加する傾向を示しております。

仲卸業者は従来から赤字業者が多うございました。平成二十二年に水産物部で五割を超えまして、青果部も五割近くに急増しております。食肉部につきましては、平成二十一年が前年の倍以上にふえまして、平成二十二年もさらに増加して二割五分に至っております。花き部は平成二十一年に若干減った後、平成二十二年には再び増加して三割を超えています。これらに対しまして、東京都は定期的に財務検査等を行うとともに、赤字業者に対しまして公認会計士や弁護士、中小企業診断士等の相談による経営指導や経営相談を強化しております。また、仲卸業者の団体等が販路拡大や新商品開発などの活性化にかかる事業を行う場合に支援する事業もあわせて行うなど、経営基盤の強化に努めてまいります。

次に、三ページに参りますが、これは農林水産省が調べた全国の経由率の状況を示しております。実は、まだ二十一年度以降の数字が出ておりません。平成二十年までで青果部はやや下げどまりの傾向が見られ、食肉部や花き部は横ばいか微増となっております。ただ、水産物の場合は低下傾向が依然として続いております。

次に、四ページをお開きください。東京都における食品中の放射性物質への対応ということです。昨年の福島第一原発事故に伴う生鮮食品への放射性物質における都の対応についての報告でございます。

まず、(一)生鮮食品の安全確保の体制でございますが、都は、事故以降、国が生鮮食品の検査基準を設定し、産地側が出荷前に検査を行い、市場側は検査情報を業界に周知して、規制値を超えた生鮮食品の入荷を阻止する連携体制をとってまいりました。事故後一年以上を経過いたしました。しかし、現在でもまだ日々新たに出荷規制ですとか出荷自粛といった指定の通知が来ております。そういう状況が続いております。当面この国、産地、市場の三者間の連携体制を堅持し続けなければならないという必要がございます。

なお、国が定める放射性物質の基準は、事故当初の暫定規制値から、この四月に、この資料の真ん中にございま

す表にあるように、新たな基準値に強化されております。

次に、下のほうに参りまして、(2)産地支援・風評被害対策でございますが、市場は東京にとって重要な生鮮食料品の供給地でございます今回被災した産地を支援するために、被災産地の製品の安全性をPRする産地支援フェアを各市場で昨年実施し、また、汚染物質の返品による市場経由率の混乱を防ぐために、市場の決済機能を守るために緊急貸付制度を設けたり、また、被災した産地から東京市場に送っていただいた方々に対して補助金を出して復興を支援する等の独自の取り組みを昨年から行ってまいりました。現在こうした取り組みもございまして、一部の出荷規制とか出荷自粛は残っておりますが、そうした地域を除いて、市場への入荷は、量的には、事故前の水準に戻りつつあります。しかし、風評被害という形では依然として解消しておりません。そういった意味で引き続き市場まつり等でのPR事業といった消費者側の安心対策ですとか、それから、被災産地への支援金制度などの支援を今年度も継続してまいります。

最後に、(3)の食肉事業における放射性物質の検査状況でございます。

昨年七月に芝浦と場で暫定規制値を超える牛肉が発見されて以来、放射性物質が検出された稲わらを媒介してその関係の調査が全国規模に広がってしまいました。その後、出荷に当たっての検査方針が国のほうで定まりまして、昨年の九月には出荷が再開されております。しかし、食肉の場合は、青果物と違って、生きたままで市場に出荷される場合、実際にと畜して解体しないと実は検査ができません。そうした意味で、市場側にあると場で検査体制がどうしても必要になるということでございます。

そこで、東京市場では、出荷が再開された以降は、業界による自主検査がなされていたんですが、最終的に昨年の十二月末に、芝浦と場におきまして、と畜されたすべての牛肉の放射性物質を業界とともに検査し、これに都の安全確認書をつけるという全頭体制を整備いたしました。本年十月になりますますが、肉の場合については新基準が十月から予定されておりました、その新基準に向けて現在全頭体制を維持できるように準備を進めております。

以上、報告事項の説明を終わります。

○大矢会長　ありがとうございます。報告事項にかかります説明はこれですべて終わりました。何かご質問がございますでしょうか。

○山崎（治）委員　今横山部長から、市場まつりについての支援のお話がちょっとされたと思いますが、たまたま私も市場で、十月七日に市場まつりをやるということに決定をいたしました。その間、被災された方々の支援についてもやるという動きがございます。その中で、それについては支援ということなんですけれども、そういうことは支援いただけるのでしょうか。

○横山幹事　今のお話は、魚の日のお話ですか。基本的には市場まつりにおいて、産地支援については支援も含めて検討されていると聞いております。ただ、魚の日については私は今材料を持っていないので、今お答えできないので、済みませんが、後ほど調べてお答えします。

○山崎（治）委員　たまたまこの市場まつりに支援というふうなことがありましたので、こういう機会になかなか言う機会もないものですから……。

○塩見幹事　私のほうからお答えしますけれども、今まで市場協会が中心になった市場まつりは、去年の築地市場でもかなり私どもも支援してまいりました。ただ、そのほかの形態として魚の日のあるのも承知していますので、支援の形はいろいろなことがありますから、それは担当のほうで相談させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

○大矢会長　ほかに何か。ないようですね。

それでは、これで本日の審議、報告事項、すべて終了させていただきます。

これで終了といたしますが、閉会の前に塚本市場長からごあいさつをちょうだいいたします。よろしく願います。

○塚本市場長　それでは、取引業務運営協議会の終わりに当たりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

本日は、議題につきまして大変ご熱心な議論をしていただきましてどうもありがとうございました。本日決定していただきました東京都中央卸売市場の平成二十五年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、決定していただいた内容を市場業界の皆様や東京都の関係機関をはじめ全国の市場関係者、出荷者に周知徹底することによりまして、円滑な市場運営に努めるよう努めてまいります。また、ご審議の中でいただきました貴重なご意見につきましても、今後市場業務を運営する上で参考とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○大矢会長　どうもありがとうございました。

5 閉　　会

○大矢会長　それでは、これで本日の協議会は終了といたします。大変長い間ご苦労さまでございました。ありがとうございました。
ございました。

午後三時三十二分　閉会

——了——